

令和元年度 大学発ベンチャー創出モデル事業・事業化加速支援事業
応募要領

令和元年8月2日

株式会社リバネス

**令和元年度 大学発ベンチャー創出モデル事業・事業化加速支援事業
支援プログラム応募について
(令和元年8月2日)**

1. 目的

福島県の復興・創生に向けて、雇用や地域経済に大きく貢献する起業を促進するにあたっては、国内外に通用する優れた技術を起点に、新市場・新産業の創出を牽引するようなイノベーションを生み出す技術系ベンチャーの創出に着目した取組が必要である。本県において、こうした先鋭的な技術の多くは大学での研究を通して生み出されている。しかし、それらの技術がベンチャー誕生に結びつくことは必ずしも多くないのが現状である。

こうした背景を受けて、本県では昨年度より県内大学等を広く巻き込む形で、未活用の研究成果をベンチャーとして事業化に導き、実際にロールモデルを生み出すことを目指して、創業支援プログラム「福島テックプランター」を実施している。この取り組みを通して、大学発ベンチャー創出への道筋を示すだけでなく、大学等における取組体制の構築や機運醸成を促すことを目指している。

本事業は、同創業支援プログラムにエントリーしたチームを対象として、資金調達が困難な創業初期における概念実証、試作開発、市場調査などの研究開発等を実施しやすい環境を創出することにより、ベンチャーの成長を加速化することを目的として実施するものである。

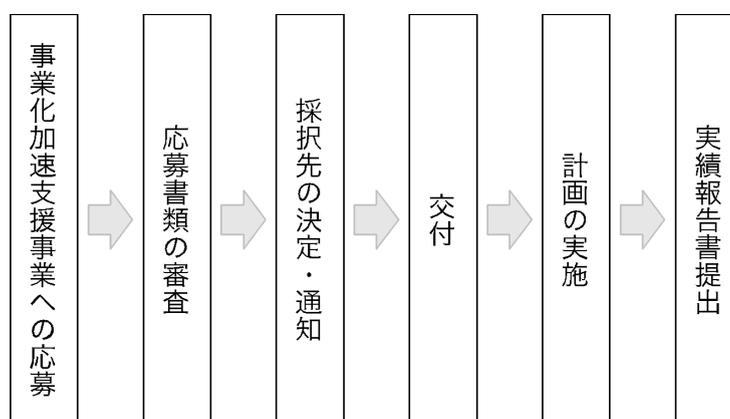
2. 事業概要

(1) 内容とスキーム

福島県より業務を受託した株式会社リバネスが、対象とする研究者やベンチャーに対して、福島テックプランターへエントリーした段階でのビジネスプラン、もしくはエントリー後の展開を踏まえてフィードバックを行ったビジネスプランを元に、今後の事業展開を加速する概念実証、試作開発、市場調査などの研究開発等を実施する計画の提案を募り、「4. (オ) 選定方法」ならびに「4. (カ) 審査基準」に従って提案内容を審査した上で、採択先を決定・通知するものとする。

採択された研究者やベンチャーに対して交付し、その計画を所定期間内に実施するものとする。また、株式会社リバネスは、採択先となる研究者やベンチャーに対して、必要に応じて事業計画等のブラッシュアップに関する助言や指導を実施する場合がある。

これにあたり、研究者やベンチャーは、「4. (ア) 提案書の内容」において定める書式に従って提案を応募するものとする。交付後、計画に従って事業化に必要な試作、実証試験などを実施し、事業終了までに会計報告ならびに実施報告を含む実績報告書を提出するものとする。また、研究者やベンチャーは事業終了後、3年程度は株式会社リバネスが実施する定期的な面会等を通じた事業化進捗状況の確認に協力するものとする。



(2) 事業規模

本事業では、下記①、②に記載する2つの支援プログラムを実施する。

- 1 試作支援・市場調査等支援プログラム
 - ・採択件数：若干数
 - ・助成総額：上限50万円（税込）
- 2 企業連携による研究開発等支援プログラム
 - ・採択件数：若干数
 - ・助成総額：上限200万円（税込）

(3) 事業スケジュール

本事業は、下記のスケジュールで進行する。

- 1 事業化加速支援事業への応募 令和元年8月2日（月）～16日（金）
- 2 採択先の決定・通知 ～令和元年8月22日（木）
- 3 交付 令和元年9月2日（月）
- 4 予算執行期限 令和2年2月28日（金）
- 5 事業終了・実績報告書提出期限 令和2年3月16日（月）

3. 提案の募集について

(1) 応募条件

下記のいずれの項目も満たすこと。

- ・応募者は、創業支援プログラム「福島テックプランター」にエントリーしたチームまたはベンチャーであること
- ・福島県内に登記をしている企業もしくは、将来福島県内で事業展開を予定している者であること
- ・当該応募において、同様の内容で他の助成金、委託等を受けていないこと、また本事業助成期間中に受ける予定がないこと
- ・応募者が応募できる事業は、「試作支援・市場調査等支援プログラム」、「企業連携による研究開発等支援プログラム」のいずれかひとつのみとする

(2) 申請内容の範囲

福島テックプランターにおいて提案したビジネスプランに対して、今後の事業展開を加速する概念実証、試作開発、市場調査などの研究開発等

(3) 対象経費

旅費、物品・消耗品費、外注費、共同研究費など、当該計画の実行に必要な経費。

※ただし、人件費や物品などで当該計画以外にも使用するものは対象外とする。また、市場調査など、一部有償で行う場合は、有償としたものに係る経費は対

象外とする。

(4) 県内発注

本事業に必要な物品・消耗品の購入等を行う際、福島県内事業者へ発注するよう努めるものとする。

(5) 注意事項

1 不正行為があった場合の対応

本事業の申請、採択、実施、報告等の際し、虚偽、他事業への流用などに不正が認められた場合には、助成金の全部又は一部を返還させる場合がある。

2 知的財産について

本事業における知的財産権については、国の産業技術力強化に対する理念に則り、日本版バイ・ドール規定を準用するものとする。

具体的には、産業技術力強化法第19条第1項各号に定める事項を、研究者やベンチャーが遵守することを条件として、本事業の実施によって研究者やベンチャーが得た知的財産権を、研究者やベンチャーから譲り受けないものとする。

4. 応募について

(1) 応募書類の内容

(1) 試作支援・市場調査等支援プログラム

様式第1の通り

- 1 応募者概要
- 2 解決したい課題
- 3 対象とする市場規模
- 4 課題を解決する方法、保有技術と参入障壁の構築
- 5 想定するビジネス・収益の流れ
- 6 これまでの成果、現状の問題点
- 7 概念実証、試作開発、市場調査など研究開発等の計画

(2) 企業連携による研究開発等支援プログラム

様式第2の通り

- 1 応募者概要
- 2 連携先企業概要
- 3 解決したい課題
- 4 対象とする市場規模
- 5 課題を解決する方法、保有技術と参入障壁の構築
- 6 想定するビジネス・収益の流れ
- 7 これまでの成果、現状の問題点
- 8 連携を進めるに当たって必要な概念実証、試作開発、市場調査など研究開発等の計画

(2) 提出期限

令和元年8月16日（金） 18:00

(3) 提出方法

原本1部を「5. 問い合わせ先」に記載した住所まで郵送（8月16日(金)消印有効）すること。また、応募書類データをPDF化したもの、ならびに様式第1の押印済原本のスキャンデータを添付してLD@Lnest.jpまで送付すること。

(4) 応募書類の受理ならびに不備への対応

応募書類の受理は、応募書類を添付したメールへの返信によって通知するものとする。

る。軽微な修正事項については、対応を検討するが、応募書類に重大な欠陥が認められた場合は不受理とする。

(5) 選定方法

株式会社リバネス内で設置する審査会を経て採択先を選定し、福島県の承認を得て決定するものとする。

(6) 審査基準

- 1 本事業の趣旨ならびに応募条件に適合するか
応募者ならびに応募内容が、本事業の趣旨ならびに「3. (ア) 応募条件」に記載した要件を満たしているか（満たしていないと判断された場合には、審査の対象とならない）
- 2 想定する事業が、社会課題の解決に資するか
- 3 計画の具体性ならびに妥当性があるか
- 4 本事業の執行に必要な実施体制を構築しているか

(7) 採択先の通知および公表について

採択先の通知は、審査結果が決定した段階でメールによって行う。後日、採択について、リバネスが運営するウェブサイト等において公表する場合がある。

(8) 支払時期

助成金の支払いについては、各大学等との調整の上支払うこととする。

(9) 提出書類

採択者は、予算執行後に、会計報告および実施報告を含む実績報告書（様式第3）を令和2年3月16日（月）までに提出しなければならない。

5. 問い合わせ先

株式会社リバネス 井上麻衣・岡崎敬・高橋宏之・伊達山泉
〒162-0822東京都新宿区下宮比町1-4飯田橋御幸ビル5階
Eメール：LD@Lnest.jp
電話：03-5227-4198

以上